

二級・木造建築士  
死亡（失そう宣告）届

下記の者は、 年 月 日 死亡致し  
失そう宣告を受け ましたので、

関係書類を添え、建築士法施行細則第7条の規定により、届け出ます。

平成 年 月 日

静岡県指定登録機関

社団法人静岡県建築士会会長 様

届出義務者住所

氏 名

印

本人との続柄

記

1 氏名	ふりがな
2 生年月日	年 月 日
3 本籍地	
4 登録番号	二級・木造 第 号
5 登録年月日	昭和 年 月 日 平成

※ 戸籍抄本等、死亡（失そう宣告）の事実が確認できるもの及び、免許証を添付してください。

静岡県二級・木造建築士

{ 免許証明書再交付  
登録事項変更  
携帯型への書換え } 申請書(変更用)

※受付番号

※写真番号

様式第3号

二級 木造 建築士住所等の届出

届出日		平成	年	月	日
ふりがな					
氏名			生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
本籍	都道府県	市区郡			
ふりがな					
住所	〒	都道府県			
TEL	-				
登録番号	静岡県 第	号	登録年月日	昭和 平成	年 月 日
業務の種別	1. 建築設計(2及び3を除く) 2. 構造設計 3. 設備設計 4. 積算 5. 工事監理又は工事の指導監督 6. 現場管理 7. 技能労務 8. 調査又は鑑定 9. 手続代理 10. 敷地選定等の企画 11. 研究又は教育 12. 行政 13. その他				
勤務先	名称				
	所在地	〒	都道府県		
TEL	-				

(記入注意) 1. 業務の種別及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入してください。  
2. 業務種別欄は、該当する数字を○で囲んでください。2種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているもの1つを○で囲んでください。  
3. 建築士事務所に勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記してください。

**B**

(指定登録機関様式)

※「二級・木造建築士住所等の届出」との重複項目もご記入ください。

建築士区分	手続き種別 ※該当するもの全てに○	
	再交付	事項変更
1 二級	01 汚損	05 携帯免許への書換え
2 木造	02 写真変更	06 改姓・字体変更
	03 亡失	07 旧姓・通称名等
	04 その他	08 その他

郵送交付

1. 希望する

2. 希望しない

写真貼付欄

注意

- 申請者本人のみ
- 6ヶ月以内に撮影したもの
- 正面、無帽、無背景
- 縦4.5cm×横3.5cm

\* 写真の裏面に申請都道府県名と氏名を記入してから、のりでしっかりと貼り付けてください。

\* 貼付した写真はカードに転写されます。

ふりがな		ふりがな	
姓		名	

※楷書で大きくはっきりと記入して下さい。(特に特別な字体があるとき)  
※外字等特別な字体がある場合は、検索用の一般的な文字を右下の\*枠にご記入ください。

旧姓・通称名の併記	希望する →「希望」の場合は○印を付け、以下の旧姓あるいは通称名欄にご記入ください
ふりがな	ふりがな
旧姓	通称名

※ 旧姓や通称名を新たに併記、または既存の併記を削除する場合は「登録事項変更申請書」が必要です。  
※ 通称名は登録原票記載事項証明書に記載されているものを記入してください。(ペンネームは不可)

\*一般的な文字

外国籍	
国名コード	国名

■事務局欄

外字使用確認       旧姓・通称名併記       代理人申請

再交付DB照合       郵送交付

その他特記事項

## ■ 二級・木造建築士のその他の届出等

### ■ 死亡等の届出(士法第8条の2)

対象:二級・木造建築士が死亡または失そう宣告を受けた場合 30 日以内(郵送は不可)

[必要書類]

内 訳	注 意
・申請書(死亡(失そう宣告)) ・二級・木造建築士申請書(変更用)住所等の届出 B	(ボールペンで記入、捺印必要、認め印可)
戸籍抄本(3ヶ月以内のもの)死亡の事実が確認できれば、戸籍抄本 でなくても死亡届などで可。または後見開始届等。	戸籍法による死亡または失そうの届出義務者
免許証(A4)	原本

※二級・木造建築士諸手続様式は<本会ホームページよりダウンロード可能です>